

## 憲 法

・解答上の注意

1. 問題文は2頁、解答用紙は2枚（各問について1枚）、下書き用紙は1枚です。
2. すべての解答用紙に、一橋大学の受験番号を記入してください。氏名は絶対に記入しないでください。
3. 小問1、小問2とも解答してください。
4. 解答用紙は、小問1と小問2で異なります。それぞれ正しい用紙に解答してください。
5. 解答は横書きにして、1問につき1枚の解答用紙に収めてください。解答用紙の追加、交換はしません。解答用紙は、白紙である場合も含め、すべて提出してください。
6. 問題の内容についての質問には、応じません。
7. 貸与した六法に、書き込みをしてはいけません。
8. 試験終了後、問題文と下書き用紙は、持ち帰ってください。

次の事例を読んで、下の問に答えなさい。

元幹部自衛官であるAは、自らの在職中に導入が決定された次期主力戦闘機の性能に重大な問題があり、選定に至る過程も不明瞭であると考えていた。そこで、匿名で、雑誌上において、性能上の欠陥と選定過程の問題に直接言及する論文を公表した。論文の執筆者がAであることがやがて明らかになり、自衛隊法59条1項に反する行為があったとして、Aは同法118条1項1号（資料1）により起訴された。

Aから事前に相談を受け、密かに資料提供を受けていた参議院議員Bは、戦闘機の性能上の欠陥は重大な問題でありAの行動は正当であると考えて、参議院外交防衛委員会の審議においてこの問題を取り上げた。Bの発言には、Aが雑誌上に公開していない航空機の性能に関する機密情報も含まれていた。発言の内容を考慮して、委員会は国会法52条2項の規定にもとづき、秘密会として行われ、会議録も公表されなかった。しかし、Bは、自らのブログに委員会での発言をそのまま掲載した。主力戦闘機の製造会社があるP国と日本との間には、相互防衛援助協定が結ばれており、さらに同協定に伴う秘密保護法には特別防衛秘密の漏洩について処罰規定が置かれている。事態を重くみた参議院は、Bの懲罰（憲法58条2項）を検討すると同時に、所定の手続を経て、Bを秘密保護法3条2項（資料2）違反で告発し、Bは起訴された。

なお、訴訟においては、A、Bともに、自衛隊法、相互防衛援助協定が憲法9条に違反するとの主張は行っていない。また、本問では、Bに対する懲罰の適否については、論じる必要はない。

小問1 あなたがA・Bの弁護人だとしたら、A・Bそれぞれの立場からどのような憲法上の主張を行うべきか、それぞれ論じなさい。

小問2 上記の憲法上の主張について、検察側の反論も想定しつつ、あなたの意見を述べなさい。

〔資料1〕自衛隊法（抜粋）

第五十九条 隊員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を離れた後も、同様とする。

2 隊員が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、防衛大臣の許可を受けなければならない。その職を離れた後も、同様とする。

3 前項の許可は、法令に別段の定がある場合を除き、拒むことができない。

第一百八条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第五十九条第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした者

二～四（略）

2 前項第一号に掲げる行為を企て、教唆し、又はそのほう助をした者は、同項の刑に処する。

〔資料2〕日本とP国との相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（抜粋）

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一 わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、又は収集した者

二 わが国の安全を害する目的をもつて、特別防衛秘密を他人に漏らした者

三 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らした者

2 前項第二号又は第三号に該当する者を除き、特別防衛秘密を他人に漏らした者は、五年以下の懲役に処する。